

たま～に役立つ税の知識

【1】相続税

取引相場のない株式の評価

〔復習〕原則的評価方式

大会社の評価

- イ. 類似業種比準価額（国税庁のHPに掲載されています）
- ロ. 純資産価額（相続税評価額によって計算した金額、80/100の適用なし）
- ハ. イ. と ロ. いずれか低い方

中会社の評価

(注1) $\text{類似業種比準価額} \times L$ + (注2) $\text{純資産価額} \times (1 - L)$

小会社の評価

- イ. 純資産価額 (注2)
- ロ. 類似業種比準価額 $\times L$ (0.50) + 純資産価額 $\times (1 - L)$
- ハ. イ. と ロ. いずれか低い方

(注1) 類似と純資産のいずれか低い方

(注2) 議決権割合（持株割合）が50%以下の場合 $\times \frac{80}{100}$

$\frac{80}{100}$ …… 単独の同族株主グループと複数の同族株主グループの較差を考慮
（株主が単独の場合と複数の場合では会社への影響力が違う）